

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
許 認 可 等 名	徳島市生涯福祉センターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市生涯福祉センター条例	
根 拠 条 項	第 1 0 条	
連 絡 先	有限責任事業組合リフレ (電話 657-0190)	
審 査 基 準	基 準	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場 障害者の利用に係る利用料金については、65歳以上の者の利用料金に準ずるものとする。 2 会議室等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 徳島市が主催して行う事業に使用するとき。 (2) 徳島市が共催して行う事業に使用するとき。ただし、所管課の課長の副申のある場合 (3) 徳島市社会福祉協議会が主催する事業のうち、収益事業以外に使用するとき。 (4) ふれあい健康館ボランティアが、ボランティア活動に係る事業に使用するとき。 3 駐車場 上記2の取扱いに準ずるものとする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和3年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和3年4月1日最終変更)